

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第14号
事故等種類	推進器損傷
発生日時	平成25年5月16日 08時00分ごろ
発生場所	北海道厚岸町厚岸港南南西方沖 厚岸町所在の厚岸灯台から真方位208°42.7海里付近 (概位 北緯42°19.0′ 東経144°25.0′)
事故等調査の経過	平成26年4月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八漁英丸、13トン HK2-21722（漁船登録番号）、有限会社漁英漁業 第200-35039号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	推進器翼に曲損及び欠損、舵板及び舵軸に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか7人が乗り組み、厚岸港南南西方沖でさけます流し網漁の揚網作業中、漁労長を兼任している船長が、甲板作業の指揮を執りながら、操舵室で操船を行い、主機を前進と中立とに繰り返し操作し、微速で東北東進していた。 船長は、視界が悪い状況で揚網中、平成25年5月16日08時00分ごろ、主機を前進としたところ、推進力が得られず、航行不能となった。 船長は、航行不能となった後、網が推進器付近に入り込んで巻き付いていたことが分かった。 本船は、10時30分ごろ来援した僚船がえい航を開始し、その後、給油船が引き継ぎ、21時25分ごろ厚岸港へ帰り、上架して網の除去及び推進器等の修理が行われた。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視程 約10m 海象：波高 約3～4m 釧路沖には、5月9日11時30分に海上濃霧警報が発表され、本事故当時、継続中であった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、厚岸港南南西方沖において、さけます流し網漁の揚網作業

	<p>のため微速で東北東進中、船長が、甲板作業の指揮を行っており、また、視程が約10mであり、網の状況が確認できなかったことから、主機を前進としたところ、網が推進器に巻き付き、推進器が損傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、厚岸港南南西方沖において、さけます流し網漁の揚網作業のため微速で東北東進中、船長が、甲板作業の指揮を行っており、また、視程が約10mであり、網の状況が確認できなかったため、主機を前進としたところ、網が推進器に巻き付いたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中に推進器を使用する場合は、網が推進器に巻き付くことがないように、甲板上の乗組員にも網の状態を報告させるなどし、網の状態の確認を十分に行うこと。